

川建安発第 209 号
令和5年11月13日

関係者各位

川口市長 奥ノ木 信夫
(公 印 省 略)

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例の制定について（お知らせ）

日頃から、当市の建築行政についてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市では安全な市街地の形成及び良好な住環境の整備を図るため、川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例を制定し、令和6年7月1日施行となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。詳細につきましては、準備が整い次第、再度通知させていただきます。

つきましては、関係者等にご周知いただくとともに、ご不明な点等についてはお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 条例名称 : 川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例
- 2 施行日 : 令和6年7月1日
- 3 対象地域 : 川口市全域（当分の間は公道のみ）
- 4 概 要 : 建築確認申請前の事前協議の申し入れの義務付け
後退用地への支障物件の設置の禁止等

（問い合わせ）

担 当：建築安全課建築指導係

電 話：048-242-6344

F A X：048-285-2003